

## 戦病死者の葬送と招魂

—— 日清戦争を例として ——

### はじめに

日清戦争期には数多くの軍歌が作られた。それが軍歌集という名で出版されたり、また戦勝祝賀祭で小学校生徒が行進しながら唱うことも見られるようになった。戦争が続いている最中、一八九四（明治二十七年）年十二月、伊東洋二郎が名古屋で刊行した『日清戦争美談 附征清軍歌』という本がある。これはおもに戦闘での将校兵卒の美談を集め、人々に紹介したものだ。巻末には付録としていくつかの軍歌が載っている。このなかに「弔戦死者歌」という題の歌がある。

茲は何所ぞ宇品港、常には淋しき海岸も、今日は戸毎に国旗をば、吹く秋風にひるがへし、音楽隊は洋々と、赴く兵士に送るなり、平和の仇なる清国を、伐て懲さん其為めに、死地に乗入る征清軍、正義の軍ぞ勇ましき（中略）大砲小銃絶間なき、弾

戦病死者の葬送と招魂（羽賀）

### 羽賀 祥 二

丸雨ふる硝烟中、適ま飛来る敵丸に、幾多の勇士斃れけり（中略）斃し幾多のつはものよ、嗚呼勇ましき大丈夫よ、卿等は御国の干城よ、卿等は御国の鉄壁よ、尸（かばね）は野辺にさらすとも、底の海屑と消ゆるとも、卿等の盡せし功（いさほし）は、千載朽らじ青史上、千代田の宮の千代掛て、万世までも轟かん、怨をのんで逝たりし、慷慨無量の靈魂よ、今は異国の野に海に、空しく瞑途に迷ふとも、凱旋なして帰る日は、忠臣祭る靖国の、社の中に慰めん、瞑せよ靈魂（みたま）よ功しは、千代田の宮の千代掛けて、万世までも轟かん

弾丸降るなか敵の弾に当たり、倒れた兵士は怨みを吞んで死んだ。たしかに彼らは正義の軍隊の一員として、敵を懲らしめ、国の楯となって死んだ勇士ではある。しかも郷里から遠く離れた異国の地で死である。だが靖国神社に神として祀られることで戦死者の「慷慨無量」の魂は瞑目することができる、この歌詞はつづられる。ところで、この歌の一句に戦死者は怨みを吞んで死に往き、屍を

野辺にさらし、あるいは海の藻屑となったとある。戦闘で、あるいは戦地の病床で亡くなった死者はどのように扱われたのだろうか。参謀本部が編纂した日清戦争の正史、『明治廿七八年日清戦史』には、「戦地遺骸ノ処分」という一項目がある。そこには次のような記述がある。

戦地ニ於ケル戦死者及病死者ノ遺骸ハ、各戦場若クハ宿営地付近ニ於ケル共同墓地、若クハ特ニ撰定セル土地ニ埋葬シ(場合ニ依リ火葬若クハ水葬——割注)、各階級ニ応スル一定ノ墓標ヲ建設シタリ、而シテ戦役ノ初ニ在テハ、単ニ軍隊会葬ノ儀ヲ整ヘタルニ過キサリシモ、幾モ無ク僧侶神官ノ従軍スル者アリ、葬儀ノ際ニハ鎮魂読経等ノ式ヲ行ヒ得タリ、此ノ如ク一戦闘ヲ経過スル毎ニ、墓地ヲ撰定シテ埋葬シタル結果、朝鮮及清国内処々ニ我軍ノ墓地ヲ見ルニ至リシカ、之ヲ存置セハ将来保存ノ困難ナルコト論ヲ俟タス、因テ平和後ニ於テ悉皆之ヲ内地ニ改葬スルコト、為シ、奉天半島ニ於テハ占領地総督部、山東省ニ於テハ威海衛占領軍司令部、朝鮮ニ於テハ南部兵站監部、其収集ニ任シ火葬ニ付シ、遺骨ヲ内地ニ送還シ、陸軍墓地ニ改葬シ(遺骨ノ内請願ニ依リ其家族若クハ親戚等ニ下付シタルモノ有ルモ、其墓標ハ特ニ陸軍墓地ニ建設セリ——割注)、二十九年四月以降台湾各地ニ於テ死亡シタル者ノ遺骸ハ、該地ニ永久ノ墓地ヲ設定シテ之ヲ埋葬セリ

ここから戦死者の遺骸の埋葬や葬儀、そして遺骨の改葬といったことが、どのように戦地において行われたのかをいささかなりとも知ることができる。

戦病死者、とくに戦死者については戦争の渦中においても新聞や雑誌などでその奮戦ぶりが報じられ、戦後には靖国神社の神として祀られ、あるいは多くの忠勇列伝が刊行されるなどして、顕彰の対象となり、政府は国民に対して敬意を表するように促していった。

このような社会的顕彰のあり方を論ずることに加えて、戦病死者の遺体・遺骨とその靈魂が、戦争の渦中で、そして戦争後において、いかに取り扱われたのか、これ以外にも、いくつか検証しなければならぬ問題があるように思う。遺骸の埋葬、戦地での葬儀、埋葬された場所、戦病死者の遺骨、戦地における招魂祭、そこで読まれた祭文、といった具体的な諸問題である。

こうした問題を少し詳しく見てみることを通じて、風俗や慣習を变化させつつあった戦後の社会の様相、「軍国」の社会と文化の成立という問題を明らかにできるのではないかと思う。

## 一 死体の埋葬と墓地

### (1) 戦場掃除隊

戦場に散乱していた敵と味方、あるいは非戦闘員の死体は戦闘が終わった後、どのように処理されたのだろうか。日清戦争の緒戦、

もっとも大規模な戦闘が行われた平壤の戦い（九月十五日）が終わった後の状況について、「人馬ノ死屍累々トシテ横ハリ、其歩哨線上ニ在ルモノ、ミヲ算スルモ約三百有余ニ上リ、道路外ノ畑地ニ斃レタル者ニ至テハ殆ト数フルニ違アラサルナリ」と描写している史料がある。これは第三師団（名古屋）に属する豊橋第十八聯隊が攻撃の拠点を置いていた竝岷の高地から、遠く文陽閣（平壤城外の西側地区）あたりを見渡した状況であった。

軍団・師団・聯隊の日々の行動を戦後編纂した『陣中日誌』を見ると、こうした死骸の始末や混乱した戦場の整理がどのように行われたのかという、多くの事例を確認することができる。平壤城攻撃の主力部隊で、北から包囲した第十八聯隊（聯隊長佐藤正、元山支隊と呼ばれる）では、戦闘が終息した翌日の九月十七日、山村少尉を司令に、栗山軍吏を事務官として戦死者の埋葬を行った。そして十八日には平壤市街に戦場掃除隊を出したという記事が『陣中日誌』には見られる。このときには第三師団の各大隊から下士以下二十四名ずつを出させて、清国兵の死体の埋葬を捕虜を使役しながら行っている。

ここに出てくる戦場掃除隊とはどのような組織なのだろうか。九月二十四日第十八聯隊は、平壤から義州へ向かう街道の掃除が行き届いておらず、わずかな土で人馬の死体を覆っているのみなので、各大隊から士官が指揮する三十名の掃除隊を出させ、十分な盛り土で死体を埋葬することを命じた。

### 戦病死者の葬送と招魂（羽賀）

また十月二十八日第五師団司令部は、清国九連城に戦場掃除隊を出した。二十六日第一軍は虎山付近の戦闘で敗れた敵が逃げ込んだ九連城を攻撃していた。戦場掃除のため、歩兵第十一・十二・二十一聯隊の各聯隊、および衛生隊から百名を越える下士官士卒もしくは軍夫が動員され、第一ノ第三掃除隊が編成された上で、虎山・梨子園などの戦場に放置された敵軍馬の死体の取り片づけ、遺留品の回収などを行った。またこの日には舍营地掃除隊と呼ばれる一団が組織され、舍营地および室内での掃除を担当させ、不潔物は焼き、獣類の死体は大同江に流させた。

翌日には第一軍司令部は各隊から掃除隊を出して、十分に清潔にするように命じている。しかし、この掃除隊の作業は不徹底だったようで、十一月十六日になって師団司令部関係者が巡視したところ、虎山近くの道には敵の死骸の一部が、埋葬が浅かったためか露出したままの状態であり、また第六聯隊の兵卒の死骸がこれもまた仮埋葬で浅かったためか狐が掘り出したまま放置された状態にあった。巡視した担当官は、「是レ当時国家ノ為メ一身ヲ犠牲トシ、勇闘奮戦セル忠勇ナル我兵士ノ屍体ナリ、役終ランカ遺霊ハ正ニ招魂社ニ移サレ長ク厚礼以テ祭ラルヘント雖トモ、万里ノ殊域ニ長驅シテ奮闘セル忠死ノ屍体ハ、今ヤ荒涼タル山嶺ニ横ハリ、偶々飢狐ノ為メニ発掘サル、ニ至ル、兵馬倥傯ノ間トハ云ヘ実ニ可憐哉、而シテ掃除隊ノ何故ニ如此粗略ナル埋葬ヲナシタルヤ」として、師団參謀長に報告したという。

死体の処理に神経を使ったのは、死骸の放置もしくは不適切な埋葬によって伝染病が流行することを防ぐためであった。日清間で本格的な戦闘が戦われた直後から、兵力の消耗の大きな原因が赤痢病にあることに注意が向けられていた。十月二十一日第三師団司令部宛に提出された「第十八聯隊人馬概況報告」<sup>11</sup>によれば、赤痢病の流行は収まらず、後方に転送される患者が増加し、これに加えて冬季に入り、呼吸病・リュウマチ病が発生し始めていることを憂慮していた。

さらに翌年二月二十八日参謀総長は諭達を発して、朝鮮の北地、満州は寒気が厳しいが、三月中旬頃には氷雪が解けるため、死骸の埋葬が不十分なときには遺骸が春になって露出し、それが流行病の流行を引き起こさないように注意を促していた。特に埋葬に際しては火葬を行い、埋葬する場合には水源から離れた場所で処置するように命じていた。

## (2) 遺骸取扱規程

陸軍省では、開戦の詔書(八月一日)が発せられる直前の七月十七日、「戦地陸軍埋葬規則」を定めていた(明治二十七年陸軍省令第十六号)<sup>13</sup>。これは陸軍隊附准士官・下士卒を除く軍人(将校・上長官・士官)と軍属が戦地において死亡したときの埋葬方法に関して規定したものであった。

第二条 死体ハ陸軍埋葬地共同墓地、若クハ特ニ撰定シタル土地ニ埋葬ス、但場合ニ依リ火葬シ又ハ合葬スルコトヲ得

第三条 墓標ハ木柱ヲ以テ之ヲ製シ、将官ハ高サ五尺方一尺、

上長官ハ高サ四尺五寸方九寸、士官ハ高サ四尺方八寸トス、但地方ノ情况ニ依リ材料ヲ変更シ、又ハ尺度ヲ伸縮スルコトヲ得

第四条 埋葬諸費ハ総テ実費ヲ以テ官ヨリ支払フモノトス

第四条 戦役終ルノ後、親族故旧ヨリ改葬ヲ願フトキハ之ヲ許ス

スコトアルヘシ

第五条 埋葬ヲ了シタルトキハ、之ヲ所属各部各隊ヨリ直チニ

其遺族ニ通達スルモノトス

この規則から除外された准士官・下士卒については、すでに一八八六年七月二十四日に「陸軍隊附下士卒埋葬規則」が制定されていた(明治十九年陸軍省令甲第三十四号・乙第百五号)。そして「戦地陸軍埋葬規則」と同日、この規則に准士官が加えられるという改正がなされた(明治二十七年陸軍省令第十五号)。

では戦地においては、どのような取扱いが実際に行われていたのだろうか。第三師団司令部は十月二十五日、馬糧徴発のため義州に残留していた三等軍吏大江玄寿、二等書記土屋可美を戦死者遺骸埋葬及び糧食事務残留取扱に命じ、さらに次の訓令を発した。<sup>14</sup>この日鴨緑江を渡った、清国領内で日清間の戦闘が行われていた。

本日ノ戦死者ハ戦地ニテ焼き、其白骨ハ明日掃除隊ヨリ其地兵站司令部ニテ貴官ニ宛送付ノコト師団長ヨリ命令アリ、且貴官ハ其白骨ヲ清潔ナル箱ニ入レ、昨夜師団司令部舎營地即孔子廟ノ後方高地森林内ニ合葬シ、相当ノ墓標ヲ作り隊号官氏名ヲ連記シ、裏ニ死亡年月日ヲ標記シ置カルヘシ

但埋葬及墓標ノ製作等ハ薪伐採ニ従事セル職工今夜其地ニ至ル筈、之ヲ使役シ可然

戰場掃除隊が戦死者の死体を火葬に付し、遺骨を箱に収めて、戦死者遺骸埋葬担当官に引き渡された。そして担当官はそれら遺骨を師団司令部の近くに合葬し、隊号・姓名・死亡年月日を連記した墓標を立てたのである。さらに十一月八日になって、第三師団司令部は死者取扱に関する次の命令を出した。<sup>15</sup>

戦死者及ヒ病死者遺骸ハ左ノ規定ニ依リ取扱フヘシ  
但シ別ニ規定アルモノハ此限ニアラス

- 一 戦死者ノ屍体ハ戦地掃除隊之ヲ火葬シ、遺骸ニ隊号官等姓名符ヲ附シテ、特ニ命セラレタル埋葬主任者ニ引キ渡スヘシ、独立枝隊ニ於テモ之ニ準ス
- 二 戦死者ノ頭髮ハ戦地掃除隊ニ於テ取り纏メ、一々姓名符ヲ附シテ其附属隊ニ送ルヘシ
- 三 埋葬主任者ハ掃除隊ヨリ交附スル遺骨（其隊号官等姓名符

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

ノ有無ヲ検査シ）ヲ受取り、最モ見出し易キ地点ヲ撰ミ之ヲ埋葬スヘシ、但シ兵站部ノ所在地若クハ其附近ノ地ニアリテハ、該主任者ハ兵站司令官ニ協議シ埋葬ノ手續ヲナスモノトス

四 埋葬主任者ハ復命ノ際其埋葬セシモノ、隊号官等姓名及ヒ其地点ヲ明瞭ニ報告スルノ責任ヲ有ス

五 行軍若クハ宿営中死没者アルトキハ、其屍体ハ所属ニ於テ之ヲ火葬シ、其遺骨ハ其地若クハ最近ノ兵站部ニ依托シテ埋葬スルカ、或ハ其近傍適宜ノ地ニ埋葬シ、其地点ヲ師団司令部ニ報告スヘシ、又其遺髪ノ取扱ハ戦死者ニ同シ

六 所属隊ニ於テハ総テ戦死及ヒ病死者ノ遺髪ヲ軍事郵便使ニ托シ、之ヲ留守師団司令部ニ還送シテ郷里ニ送ルノ手續ヲ為スヘシ、総テ埋葬主任者又ハ所属隊ニ於テ埋葬シタル場所ニハ必ス墓標ヲ植ヘ、且ツ記録ヲ存シ置キ、他日改葬ノ挙アルモ差支ナキ様、其位置ヲ明瞭ニナシ置クヘシ

これによれば、①戦死者の死体は戦地掃除隊が火葬し、遺骸に隊号・官等・姓名を記した符を付け、埋葬主任者に引き渡すこと、②遺髪は戦地掃除隊がまとめて、姓名符を付けて所属隊に引き渡すこと、③埋葬主任者は掃除隊から受け取った遺骨を埋葬し、埋葬者の隊号・官等・姓名・埋葬場所を報告すること、④行軍または宿営中に死者が出たときには、所属隊の手で火葬し、遺骨は適宜の方法

で埋葬し、その場所を師団司令部に報告すること、⑤所属隊では戦病死者の遺髪を軍事郵便で留守師団司令部を通じて郷里に送ること、などが規定されていた。そして最後に、埋葬場所に墓標を立て、それを記録に残し、他日改葬の際に支障がないように指示したのである。これが第三師団司令部が命じた埋葬手続きであり、戦地(場)掃除隊と埋葬主任者がそれぞれ主要な役割を果たしていたのであった。

死体の埋葬ということに関して、あと一点言及しておきたいことがある。九月二十一日には、並峴(平壤郊外)で戦死者の墓を改修している。このときの改修で注目されるのは、その墓標を清国の方に向けて立てていることである。墓標を清国側に向けて立てたという記事は、一八九五年一月七日にも、「戦死病死ヲ問ハス、爾後埋葬スル時ハ、必ス北京ニ向ケテ埋葬セシムヘシ」と見えていることから、意図的になされていたことがわかる。おそらくそれは九月十八日に第一軍の司令官山県有朋が発した告諭の關係していると考えられる。この告諭は敵の捕虜をなることよりも潔く死を選ぶことに加えて、敵の首府である北京へと進撃する意思を示したものであった。その後も埋葬の際この点は注意されていた。一八九五年一月七日第十八聯隊長佐藤正大佐は、戦病死を問わず、死者を埋葬するときには、必ずその人または墓標を北京の方に向けさせることを各大隊に命じた。<sup>18</sup>

### (3) 共葬墓地の管理

大島混成旅団(第五師団第十一・二十一聯隊を中心とする部隊)が平壤を攻撃したとき、船橋里という場所で戦死した土官兵卒一四〇名の遺骸を火葬の上合葬した。そして九月二十三日には大きな石碑をそこに建て、招魂祭を行った。<sup>19</sup> 墓碑は「嗚呼我旅団之將校以下百四十名奮闘忠死之墓」と刻んだ笠付型のものであった。その様子が国内に報じられ、『日清交戦録』には墓標や将官の墓が紹介される(図1)。<sup>20</sup> また鈴木純一郎『日清戦争軍人名誉忠死列伝』には、その墓碑を日本人兵士一人と清国人親子が見入っている墓碑の挿絵を載せていた。<sup>21</sup> ここは仮埋葬墓地だろうが、これ以外にも戦地の各所には埋葬墓地が設けられていったと思われる。例えば、第一軍の軍医部が戦闘十日後の九月二十五日に平壤に到着したとき、中和の南一里程のところ七基の墓があった。それぞれに木標を立ててあり、姓名を記してあった。それは歩兵中尉町口熊槌ほかの死骸を埋葬した場所だった。<sup>22</sup>

故陸軍砲兵曹長伊藤金蔵(愛知県宝飯郡鹿管村、清国にて病死)の死亡と葬儀の状況を報じた特務曹長栗田平治の十二月四日付書簡がある。賜チフスで十二月一日に死亡し、葬送も軍中式の如く執行、三日に大孤山大日本国埋葬地に葬送して、これを火葬し、本日遺骨を壺に納めた。墳墓地中最も顕著な突起石を選び、そこに埋葬した。葬送の際には全中隊の兵卒始め、各隊長も参列し、儀仗隊を編制した。石碑を作ろうとしたが、前進することになったので、木碑を建

戦病死者の葬送と招魂羽賀



〔図1〕船橋里苦戦の跡（『日清戦争録』第13号）

設した。遺骨は戦争が終わった後、本国に改葬する筈あるも計りがたいたので、壺に納めて厳重に封緘し、決して混乱しないようにして置いたと、この書簡は記していた。

朝鮮半島における日本人墓地について、いま詳細を明らかにできるだけの史料をもたない。日清戦争の以前からすでに仁川には墓地があったようで、それは市内の日本公園の傍らにあって、壬午・甲申両事件での死者を埋葬した場所だった。一八九四年八月二十六日、日清戦争の初戦が戦われた成歓での戦死者、歩兵大尉松崎直臣・同中尉時山巖造はか三十五名の下士卒の遺骸をそこに葬った<sup>24</sup>。

戦場掃除隊および埋葬主任者が設定した共葬墓地が平壤および義州にあった。この共葬墓地の管理についてうかがうことのできる史料がある。講和条約締結後、日本政府は韓国外部大臣と墓地の管理をめぐる交渉を行った。一八九五年五月六日、外部大臣金允植に宛てた特命全権公使井上馨の書翰にそのことが確認できる<sup>25</sup>。

以書翰致啓上候、陳者明治廿七年初秋以来、黄海・平安両道并ニ盛京省ニ於ケル我戦病死者遺骨合葬墓地設置ニ関シ、我征清第一軍当該官ト貴国該地方官ト協議ノ末、平壤ニ於テハ万寿山ノ地千二百八十七坪（一坪ハ約二メートル四方）ヲ画シ、義州ニ於テハ水門洞曲岬ノ地九拾一坪（一坪ハ約二メートル四方）画シ、均シク官有地ニ就キ永遠租借ノ事ニ定メ、兩処トモ許多ノ死者者ヲ合葬シ石碑建設致シタル趣、并ニ該兩処墓地永年禁

護看守ノ儀ニ付、平壤ニ於テハ平安監司ト、義州ニ於テハ同府尹ト夫夫協議ヲ遂ケ、即チ別紙甲乙両号ノ通り節目ヲ擬定シタル趣ヲ以テ、貴政府ノ承認請求方、今般我第一軍兵站監塩屋方国ヨリ移牒有之候、依テ前頭両処墓地永租ノ約定并ニ該墓地禁護節目共、貴政府ニ於テ御確認ノ上、其旨該管地方へ御通達相成度、尚該墓地ニ対スル地価及年租課税等一切永年蠲免ノ儀モ一併御承認ノ上、右ニ対スル地券御交付相成度候様致シ度、此段照会得貴意候、敬具、

明治二十八年五月六日

特命全權公使 伯爵 井上 馨 印

外部大臣 金允植 閣下

平壤には万寿台に一二〇〇坪を越える墓地、また義州にも九〇坪の墓地があった。平壤の墓地はいったん死骸を仮埋葬し、その上墓標を建立していたが、しばらくして平壤城中の万寿台に改装して成立したものである。<sup>26</sup> 両墓地はともに韓国政府の官有地であり、ここを永久租借地とし、管理のために地方官吏と協議を行って、管理規則が定められたのである。

この井上公使の書翰には墓地管理に関して韓国地方長官が定めた節目が付されている。<sup>27</sup> 平安管司金晩植が定めた「平壤日軍墓碑守護節目」(大朝鮮開国五百四年)には「日本軍隊死者聚骨之地」とあり、「敵愾冒難、万里之魂未帰、旌忠褒義、一片之石不泐」とい

う言葉が見え、また義州府尹趙載観が定めた「義州日軍墓碑守護節目」では、「日本軍隊之忠死者合葬碑」と呼んでいる。また大孤山、金州城、旅順口など遼東半島にも日本軍の共同墓地があった。金州城の東にあった共葬墓地は「大日本帝国陸軍墓地」と呼ばれていた。<sup>28</sup> ここで行われた招魂祭については後述したい。

## 二 遺骨をめぐる問題

### (1) 遺骨の収集

先に取り上げた第三師団司令部の「遺骸取扱規定」には、死体は火葬の後、遺骨は特定の場所に埋葬されることになっていた。そしてその場所を示す墓標が立てられ、記録として残されることになっていた。ただどの程度の数かはわからないけれども、遺骨が所属部隊の所在地に送還されることもあったようである。平壤の戦いで戦死した第十八聯隊の陸軍歩兵大尉金藤之明の場合がそれにあたる。<sup>29</sup>

金藤大尉の遺骨について報じた部下からの書簡には、「死体は特に聯隊長殿へ願ひ、中隊に於て火葬に致し、御骨を収め置申候、其中運送の便次第御遺品と共に差送り可申上候」とあった。<sup>30</sup> そして遺骨が豊橋に到着した後、兵営の東に設けられていた陸軍墓地で盛大な葬式が行われ、歩兵中尉柄田鑑次郎の撰文による墓碑が建立された。<sup>31</sup>



遺骨は聯隊ではなく、遺族に直接渡される場合もあった。『岐阜日日新聞』一八九四年十月十九日号は「忠死者の遺骨」と題した記事で、戦死した岐阜県厚見郡高桑村の歩兵一等卒星野吉五郎の遺骨が郡役所を経て遺族に送られたと報じている。さらに別の事例では、戦死した将校で馬丁がいる場合には、遺骨と軍服など遺品を遺族の元に携えて帰国することもあったようだ。<sup>32</sup>

伯爵亀井茲明は写真家として第二軍に従って遼東半島に渡った。彼の日記である『従軍日乗』は戦地の様相を実に生々しく描いているが、随所で戦死の有り様を遺族に報じ、遺物を送付したことに触れている。旅順口攻防戦の直前、十一月十八日双台溝という場所で第三聯隊第三中隊所属の少尉藤村平三が戦死した。第三中隊では遺族に藤村の奮戦ぶりと死の様子を伝える書簡を送っている。<sup>33</sup> 死後全軍は少尉の死を追悼し、四日後の二十二日には水師宮東南の丘で火葬し、遺骨を日本に送り、残骨をそこに埋葬したという。

戦病死者の遺髪が遺族のもとに送還されたことに関しては、先に引用した「死骸取扱規定」の第六項に規定があった。この規定から考えて、一般的には遺髪が戦病死者の葬儀にあたり棺の中に入れられ、埋葬されたのではないかと考えられる。

戦地における共葬墓地については、その管理のための規則が日韓双方の交渉の結果定められたことは前述した。しかし、三国干渉の結果、清国に返還されることになった遼東半島の共葬墓地に関して、そこに埋葬された遺骨はどのように処理されたのだろうか。

#### 戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

冒頭で引用した『明治廿七八年日清戦史』には、平和が回復された後に日本に改葬することになって、遼東半島では占領地総督部、山東省では威海衛占領軍司令部、朝鮮では南部兵站監部が遺骨収集に当たり、遺骨を送還して陸軍墓地に埋葬したと記している。ここから朝鮮半島・山東半島でも遺骨収集が行われたことがわかる。

このとき収集され、日本に持ち帰られた遺骨は、当初京都の泉涌寺(皇室の御寺≡菩提寺)に安置された。そして一九〇二年になって泉涌寺から東京の護国寺に移された。現在も護国寺境内にある多宝塔に納骨され、そこで慰霊が行われるようになった。そして戦病死者を慰霊するための施設、忠霊堂が建立されたのだった。忠霊堂もいま寺の本殿の東にある。

#### (2) 泉涌寺から護国寺へ

ではどのような経過で、護国寺の遺骨は安置されたのだろうか。護国寺は東京鎮台の陸軍墓地(音羽埋葬地)が設定されたところであり、その後第一師団・近衛師団などの将兵の埋葬場所となった。この陸軍墓地については、原田敬一の調査がある。<sup>34</sup> 護国寺境内の陸軍墓地は一八七三(明治六)年に設置することが布告された。後には一万坪あまりの広大な墓地となった。この墓地に南側に、忠霊堂は建立された。

忠霊堂が創建されたのは一九〇二年のことだったが、このとき忠霊堂創立委員は「明治廿七八年戦役忠死者遺骨奉迎ノ旨趣」という

文章が発表している。<sup>35</sup>この史料によって、朝鮮半島・中国での遺骨収集とその後の遺骨取扱いの事情をうかがうことができる。

去ル廿七八年戦役ノ時、国家ノ為メニ戦死シ病没セル忠義アル将校士卒ノ英霊ハ、其頃我ガ仏教各宗派ヨリ派遣セル従軍布教師、彼ノ地ニテ懇ニ廻向シ、軍隊ヨリ丁寧ナル葬式ヲ為シタレドモ、其后両国ノ講和成リテ我軍日出度凱旋スルニ臨ミ、兵站司令官ハ其遺骨ヲ一々ニ之ヲ拾ヒ集メ、我カ宗ヘ納メ永代追吊廻向スルヨウ依嘱セラレタレバ、当時従軍布教師ハ凱旋ト共ニ之ヲ日本ヘ携ヘ販リテ、不取敢代々天皇ノ御陵多キ京都東山泉涌寺ノ舍利殿ノ内ニ安置シ、今日ニ至ル迄供養廻向シタリ、爾来真言宗派ハ彼ノ遺骨ヲ納メテ、永代供養ス可キ忠霊堂ヲ建立セントシ、土地ヲ東京浅草区光月町ニ定メテ工事ニ着手シタレトモ、后都合アリテ小石川区大塚坂下町護国寺境内ニ移転スル事トナリ、今ヤ其ノ忠霊堂ハ略ボ落成シタルヲ以テ、夫従軍布教師岩佐大道ヲ遺骨奉迎使ニ任シ、九月三日泉涌寺及ビ教王護国寺(東寺)ニテ嚴重ナル大追吊会ヲ執行シ、左ニ記セル順路ヲ陸地ニ由リテ東京ヘ到ルコトトナリタルナリ、想フニ彼ノ戦役ハ大勝利ヲ得テ、今日我々ガ安穩ナルコトヲ得ルハ、天皇陛下ノ御威徳ニ由ルハ勿論ナレトモ、忠義ノ為メニ死シタル将校兵士ノ功労モ亦大ナル事故、其遺骨ニ対シテハ国民一般ノ誠心誠意ヲ以テ敬意ヲ表ス可キナリ、殊ニ忠死者遺族ノ方ハ沿道便

宜ノ地読経廻向ノ際、参拝焼香アリテ忠魂義魄ニ満足ヲ与ヘラレタシ、復タ従軍戦友ノ諸士及ビ一般軍籍ニ在ル諸氏ハ、是非トモ沿道ニ出、迎送ノ誠ヲ盡サレンコトヲ乞フ、苟モ日本臣民トシテ忠君愛國ノ何タルヲ知ラバ、其国郡市町村通過ノ際ハ、家ニ国旗ヲ掲ゲテ敬意ヲ表シ、身ハ順路ニ当ル場所ニ出テ、迎送ノ誠ヲ盡サレ度者ナリ、尚ホ順路通過ノ日取り時間及ビ宿泊等ノ確ナル事ハ、各地方新聞紙ニ日々記スルコト故、夫ニテ御承知ヲ乞フ

明治三十五年八月

創立委員一同

日清間で講和条約が結ばれた後、現地の兵站司令官は真言宗の従軍布教師に遺骨を拾い集め、永代供養することを依嘱したという。そしていったん泉涌寺舍利殿に納められていた。その後忠霊堂の建立計画が立てられ、一九〇二年八月戦死者の遺骨は泉涌寺から東京に移送されることになった。そのために遺骨奉迎使岩佐大道が派遣された。遺骨は軍人軍属合わせて二万人と書いている新聞もある。<sup>36</sup>遺骨を乗せた骨車は九月三日京都を発し、旧東海道を東京に向けて上っていった。そして沿道各地では寺院などに遺骨が安置され、遺族・戦友・現役軍人の焼香を求めているのである。

新聞報道によれば、<sup>37</sup>九月十五日には三重県四日市に到着し、さらに桑名町・多度村を通過して、大垣に向かった。「沿道各地共盛んに送迎の式を挙げ軍人義会・在郷軍人団・赤十字社員・官公吏・小

学生徒等何れも敬虔の意を表したという。九月二十三日には岐阜県笠松町から愛知県一宮町内の地藏寺（真言宗）に設置された保安所へ到着した。この時町議員が和田橋まで迎えに出た。<sup>38</sup>二十四日には一宮から西春日井郡枇杷島町に至り、郡役所西に建立されていた戦捷記念碑の前で読経が行われた。

そして名古屋市中下上宿興西寺・遺骨奉迎事務所に到着し、二十五日には第三師団司令部前で将兵の出迎えを受け、それから市内の大須観音堂に安置された。二十七日には大須観音において仏教各宗派による追吊会が執り行われ、第三師団の関係者も焼香に訪れていた。<sup>39</sup>九月三十日まで市内各宗僧侶が追吊法会を執り行った。十月一日熱田町、二日碧海郡知立町、三日岡崎町という日程で遺骨の移送が行われた。この遺骨の移送を迎えるために、愛知県では戦病死者遺族・在郷予後備軍人、その他有志者が沿道に出迎え、篤く弔意を表するように指示が出された。<sup>40</sup>

名古屋から熱田を経て、遺骨はその後東海道を移送されていき、十一月一日に東京芝愛宕の真福寺に到着した。<sup>41</sup>この忠霊堂に遺骨を納めるための儀式は、九月二日（九月三日は天長節に当たるので、その前日）に行われた。当日、東京市内の護国寺の講社は正装して、遺骨を乗せた骨車を引き、愛宕下真福寺から、御成街道、神田橋、神保町、牛が淵、九段下、飯田橋を経て、音羽の護国寺に到着した。<sup>42</sup>その骨車の行列には僧侶以外に、在郷軍人や兵士ら五〇〇余人が参加し、盛んに軍歌を歌いながら行進していったという。<sup>43</sup>そして

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

忠霊堂の北にあった多宝塔（一八九二年十二月建立）の下に埋葬されたのだった。現在、堂の裏の空き地には、一九二六年建立の一基の記念碑が建っている。この「忠魂塚記念碑」は通俗地理歴史協会が建てたもので、碑背には委員長平沼淑郎以下委員九名の名を刻む<sup>44</sup>

### 三 公葬の執行

#### (1) 死亡通知から葬儀まで

陸軍省は開戦の詔書が發布された直後の八月十八日、「戦時死亡者報告手続」を定めた（陸軍省達第百一号）。この規定によれば、（一）戦地において軍人軍属が死亡したとき、各部隊から本人在籍地所管の師団司令部（もしくは留守師団司令部）に宛てて、「死亡通報」を出すこと、（二）各司令部ではこの通報を受け取った後、陸軍省に報告し、また大隊区司令部（警備隊区司令部）を経て、本人の遺族親族に通知すること、としていた。

戦病死者の死亡通知について、十月九日安州にあった第三師団長桂太郎は第十八聯隊に対する命令のなかで、「留守師団へノ死亡通知ハ聯隊ノ直下ニ在ル時ハ、必ス聯隊ヲ經由シ、其分遣中ニ在テハ直チニ通報ノ後聯隊ニ報告スヘシ」ことを指示した。<sup>45</sup>これによれば、死亡通知は戦病死者の死亡は所属の聯隊から留守師団へ通知されるきまりだった。第三師団管下の第十八聯隊の場合、留守師団司令部のある名古屋に通知が行き、その後遺族へ通知され、葬儀の執行と

いう手順を踏むことになる。このプロセスは愛知県の兵事関係史料によれば、次のようであった。

留守師団司令部は戦病死者の所属・階級・姓名・死亡日時・死亡場所を記した通知書を、豊橋大隊区司令宛に送る。大隊区司令官大久保継久は町村役場に対して「死亡通報」を出す。そこには「右之通其筋ヨリ被達候ニ付及通報候也」などという文言があった。また大隊区司令官は県庁に対しても死亡通知書を送付した。

町村役場では遺族および郡役所に知らせると同時に、葬儀事務所を開設し、公葬の準備に着手する。事務所は村吏員と有志者で組織され、「葬儀案内状」を作成して関係者に通知する。関係者としては県関係者以外には、村会議員・郡長・学校関係者・尚武会・社寺などである。

愛知県では一八九四年十月二日三河所在の各郡長に宛て、戦死者の公式の報知があり葬式を営むときには、葬儀の日時・姓名・住所・兵種を県に報告すること、葬儀は鄭重に行うこと、葬儀執行の状況を詳しく報告することを命じている。<sup>47</sup> これを受けて、郡役所では県宛の「郡長報告書」で「従軍者死亡通報」を行い、その中で何月何日何時から葬儀を執行する旨報知した。そしてこれを受けた県内務部戸籍係は知事の弔辞(弔慰)状を作成し、<sup>48</sup> 内務部長名でそれを郡長宛に送付したのであった。

葬儀が終わった後、葬儀事務所は礼状を参列者に送り、また郡長宛に葬儀執行報告(「葬儀景況報告」、「軍人葬式状況報告」、「従軍

人死亡葬儀報告)を行う。郡長は県にそれを報告する。葬儀報告書への記載事項は、会葬人員・寄付金員・弔辞・村内人民の景況・葬儀発起人・贈花などであった。

葬儀の執行に当たって全く問題がなかったわけではない。死亡の報知は公式通知より早く、所属部隊から遺族にもたらされることもあった。例えば、宝飯郡大塚村の山口仙太郎の場合、大隊区司令部からの通報がある前、すでに所属の補充大隊から村役場宛に死亡の報告があった。彼は平壤の戦闘で負傷したため広島陸軍呼び病院に送還され、そこで死亡した。補充大隊では病院長の死亡証書を村に送付したのである。しかし正式の死亡通知がないため、郡では県に問い合わせを行い、遺族は葬儀の日取りを決められず、年末も迫っているために司令部から正式の報知の速やかな送付を求めたのである。<sup>49</sup>

## (2) 村葬の事例

では具体的に葬儀はどのように執行されたのだろうか。愛知県の公文書である軍事関係書類に、各町村で行われた葬儀報告書が綴られた簿冊がある。一八九四年と九五年の二冊の『出征軍人一件綴』である。<sup>50</sup> この中から一例を取り上げてみよう。

九月十五日の平壤の戦闘で戦死した宝飯郡牛久保町大字中條出身の太田兼三郎(第十八聯隊第四中隊一等卒)の例である。<sup>51</sup> 第十八聯隊(元山支隊)は平壤城を北から攻撃し、玄武門を破って、入城に

成功し、清国守備兵を敗走させるのに大きな戦功をあげた部隊だった。

太田の死亡は他の四名の戦死者とともに、十月十日になって名古屋の留守第三師団から豊橋大隊区司令部へ通知され、翌日になって司令部から郡長に報知、同日郡長はこの旨を県知事宛に報告した。また大隊区司令官は十三日には県庁へも死亡通知書を送っている。

『出征軍人一件綴』には大隊区司令部から村役場・遺族に対して死亡通知がいつおこなわれたのか記録はない。だが、上記の陸軍省達からして、大隊区司令部からすぐに死亡通知書が送付されたと思われる。<sup>52</sup>

郡長は県庁宛の文書のなかで、葬式の日取りは町長から申し出次第直ちに報告するとした。実際のいつ葬儀が執行されたのかは史料が欠けているために不明だが、葬儀直後に郡長が県に提出した「葬儀挙行概況書」には詳しい模様が書かれてある。

- 一 葬式ニ関スル計画及用務ハ、牛久保町役場員并同町有志者ニ於テ一切ヲ為シタリ、各会葬者ニハ折詰ヲ供セリ
- 一 戦死者菩提処ハ豊川町大字古宿曹洞宗花井寺ニシテ、該寺へ距離凡八町余アリ
- 一 戦死者自宅ノミニテハ狭隘ナルニヨリ、同大字学校ヲ以テ会葬者休憩所ニ充テタリ
- 一 宝飯郡尚武会ヨリハ香花料トシテ金二十円戦死者遺族ニ贈

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

リタリ

- 一 当日午後二時出棺花井寺ニ至ル、朝来降雨ニモ係ラス会葬者ニハ安井豊橋大隊区司令官・松阪特務曹長・高橋監視区長・勝野憲兵曹長・近藤警察署長、憲兵、巡查、県郡会議員、同郡各町村長、赤十字社員、尚武会員、学校職員、生徒、従軍者家族、最寄神官僧侶六十名及び有志者等ニシテ、沿道両側ハ参詣者充滿ス、総計無慮三千名余ナリ、弔辞ヲ記載シタル大小幾旒ノ旗生花数基ハ、柩ノ前ヲ圍繞シテ式場ニ向ヘリ、式場ハ該寺本堂前庭ニシテ兼テ中央ニ仮屋ヲ設ケアリ、之ニ柩ヲ置キ衆僧読経ノ后会葬者交々祭文ノ朗読アリ、式全ク終リタルハ午後五時ナリ

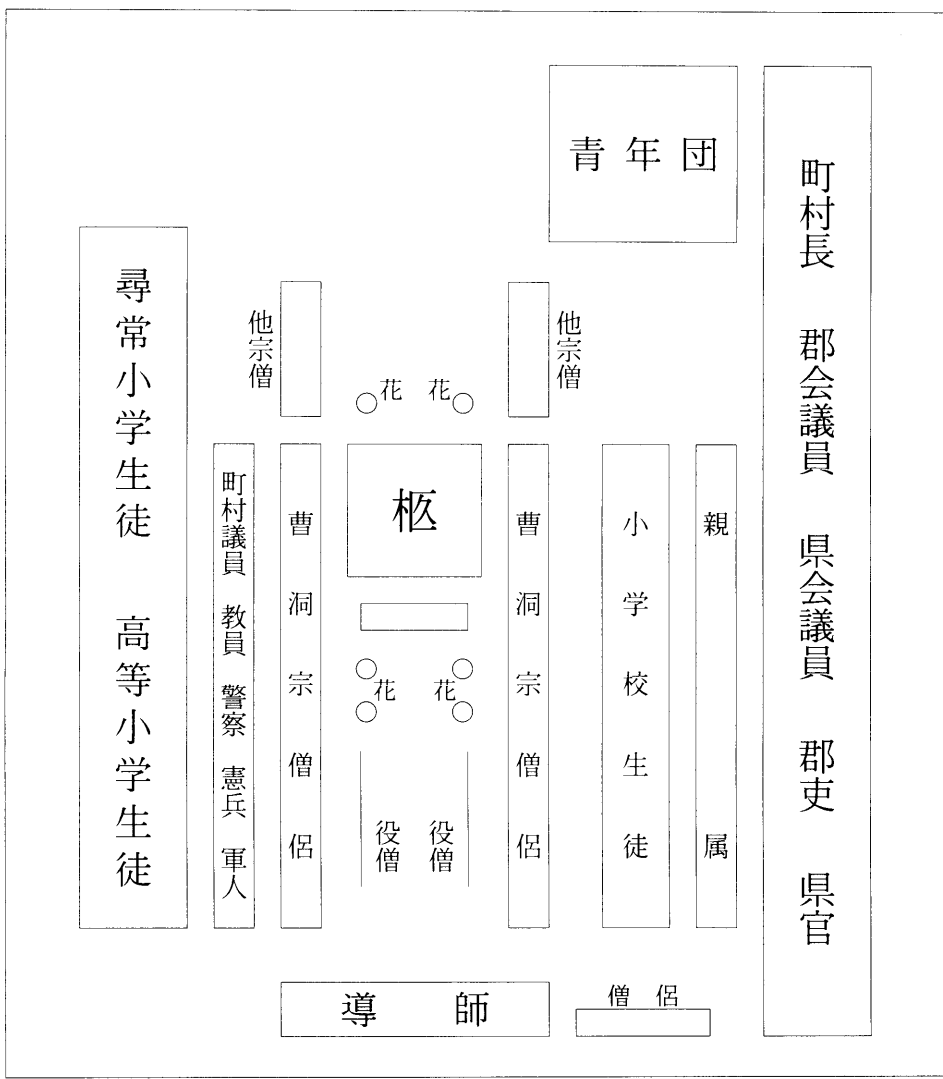
葬儀参加者は郡長・県郡会議員・警察署長・町村長・町村吏員・学校職員・生徒・各町村軍事援護団体員、および郡内各宗寺院の僧侶や神官が動員された(図2、3参照)。参会者数は数百人から千数百人という規模が多いが、なかには一万人という数字を上げている報告書もある(『出征軍人一件綴』明治二十八年)。また別の葬儀では会葬者には折り詰め弁当が出され、日本魂と焼き印を押した大饅頭二個を振る舞われることもあった。

こうした盛大な葬儀について、幡豆郡井崎村大須賀喜作の葬儀(十二月二十一日)報告書は、「斯ク盛大ナル葬儀ハ本村未曾有ノ事ナレハ、遺族者ノ満足ハ勿論又タ村民一般へ与ヘタル感情モ不尠」

〔図2〕太田兼三郎葬送行列

警察官——牛久保町旗——生花——尋常生徒——青年団旗——青年団——  
 導師籠——六道——先燈籠——仏式旗——僧侶——衣服——靈供——生花  
 ——紅白旗——銘旗——靈位——柩——天蓋——後燈籠——親戚——紅白  
 旗——大旗——他宗僧侶——神官——大隊区司令官——補充大隊——監視  
 区長——憲兵——警察官——高等生徒——大旗——県官——郡吏——県会  
 議員——郡会議員——町村長——教員——町会議員——区長——大旗——  
 有志者——有志者

〔図3〕太田兼三郎葬式場略図



（『出征軍人一件綴』明治二十八年）とある。また八名郡山吉田村源源作の葬儀（一八九五四月二十三日）についての報告書では、「普通死亡者ニ在ツテハ親族故旧近傍ノ者ニ過キザルモ、亡者ノ国事ニ斃レタルヲ以テ、多数ノ会葬者アルノミナラズ、鄭重ト諸事懇切ナルトヲ見テ、欽羨ノ情ヲ起セシモノ、如シ」（『出征軍人一件綴』明治二十八年）と述べられている。ただし、明治二十八年二月二十三日の八名郡富岡村、近藤久造の葬儀報告書の文章もこれと同一である。

太田の葬儀については、新聞にも記事が載った。<sup>53</sup>これ以外にも、葬儀の案内や報道がたびたび新聞の記事となった。さらに葬儀の記録が作られ、刊行された例もあった。これは一例しか見いだせていないが、第十八聯隊に所属していた南設楽郡信楽村の福田定松の場合であった。<sup>54</sup>葬儀事務所が発行した『弔辞集』がそれだが、一八九四年十二月十六日新昌寺で村葬が執り行われた後、翌年二月にこの葬儀記録が出されたのである。この内容は、福田の略伝と参列者の弔辞・祭文からなる。愛知県知事の弔辞の後、郡長・村長、県会・郡会・村会の各議員、郡内の町村の惣代、郡徴兵慰勞会惣代、従軍者父兄惣代、小学校生徒惣代などの弔辞や祭文が読まれたが、これにはそれらをすべて採録したのであった。

#### 四 戦病死者の招魂祭

戦地で執り行われた招魂祭に関して、比較的早く日本に報道された事例が、大島義昌混成旅団が関係したものだ<sup>55</sup>。新聞報道によれば、旅団の一隊が平壤にすぐ南にある中和に向かう途次、駒峴山麓を九月九日に通過するとき、谷間に朽ちた人馬の骨があった。それらは八月十日清兵によって襲撃された斥候隊、竹内騎兵少尉以下六名のものであった。大島旅団長らは丘陵地に墓地を造り、墓標を立て、招魂の祭典を執行したのである。祭文（これについては後述する）は中尉らの功績を全軍にとっての大きいなる利益を与えたものだ評し、不幸なる戦死を悼むとともに、彼らが殺された当時の惨状を想像し、敵を皆殺しにすることを諸霊に誓うことで、彼らの靈魂を慰める内容であった。「将来軍人たる者の一大龜鑑にして、功名永く竹帛に垂れて朽ちず、死して余榮あるものと云ふべし」とあった。

その後、大きな戦闘が行われた後には、平壤・金州・旅順口・復州などで招魂祭を執行していった。その事例のいくつかを次に取り上げてみたい。

平壤戦の戦死者の死骸は埋葬した後、それぞれの墓標を建立した。そして戦闘一週間後の九月二十二日、閑院宮や第三師団長桂太郎が参列するなかで、陸軍歩兵大尉金藤之明・陸軍歩兵中尉神田音熊

以下将兵の招魂祭が行われた。ここでは佐藤正第十八聯隊長が祭文を読み上げた<sup>56</sup>。この祭文は、①聯隊編制から二十年余り、ようやく訓練の成果を示すときが来たこと、②元山に上陸してから、險路をたどり、艱苦をなめながらも偉勲を挙げたこと、③いま戦闘から一週間が過ぎて、祭壇を設けて、「清薦奠供シテ」戦死者の英魂を慰めようとしていること、④将兵として外征に従い、死をもって国家に報じ、姓名を記録に残すことは諸靈にとって満足すべきこと、という内容であった。

十二月二十一日第二軍は、金州城以外でも蘇家屯、旅順口で招魂祭を行っている。金州城および旅順口の戦闘で戦死した士卒のため、第二軍司令部は旅順攻撃一ヶ月にあたる十二月二十一日に金州城東門外の戦没者共同墓地で招魂祭を行った。その様子は亀井の日記<sup>57</sup>や新聞報道<sup>58</sup>に見ることができる。また『征清図会 第六編』もこの招魂祭の様様をくわしく報じている<sup>59</sup>。

金州城郊外の共同墓地は五十間四方で、三方に入り口を設け、中央に祭壇を築き、「招魂之碑」と書した一大柱を立て、種々の供物を供えた。各隊から奉納した慰魂の旗数流を掲げた。祭壇やそこに整列した兵隊の様子は亀井が写真に収めている。儀式は十時半から始まり、十一時頃から大山大将以下第二軍の将校の参拝、祭主河田弘二郎告詞が朗読、第二聯隊、第三聯隊、工兵聯隊など整列するなか、山地元治第一師団長が祭文を朗読した。そして午後一時からは軍司令部の庭において角力が行われ、大山大将以下将校も臨場した。

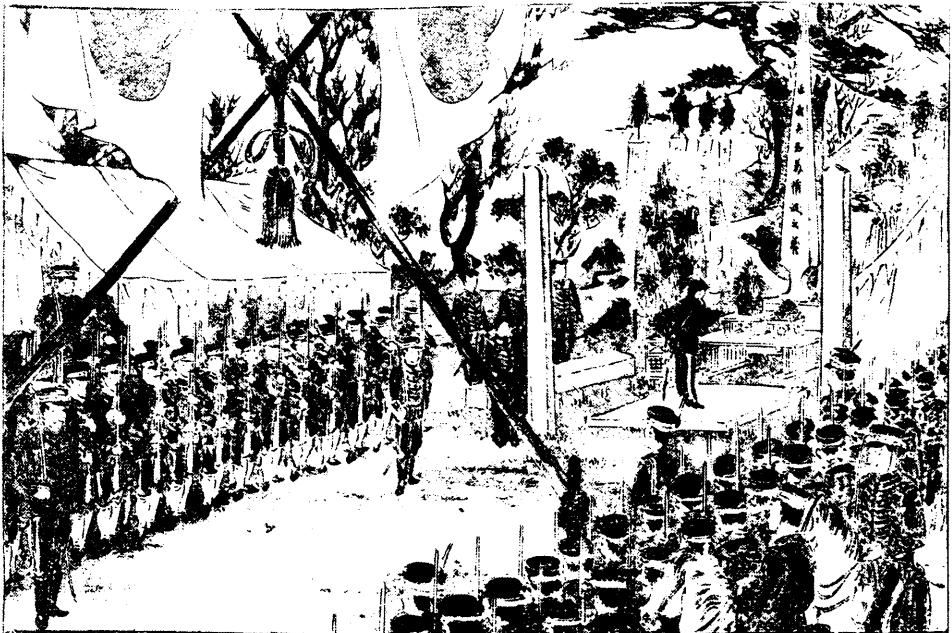


圖 金州招魂祭 中山池中将祭文ヲ捧テ忠魂ヲ吊ルス

〔図5〕金州招魂祭図（『征清図会』第6編）



山地の祭文は戦死者たちの奮戦によって金州・大連・旅順口を陥れることができ、軍人の本分と国家の輝きを海外に示すことができたことに、戦死者の霊は満足できるだろうという内容だった。それは佐藤正のそれに比べて短いものだった。

しかも「金州招魂祭山地中将祭文ヲ捧ケテ忠魂ヲ吊スル図」という挿絵も掲載した(図5参照)。他方で『征清図会 第六編』は、「雪原で狼が清国兵や馬の死骸を食い荒らしている」「蓋平戦後の惨状」と題した挿絵を載せ、日本軍戦死者に対する鄭重な鎮魂式と対照させていた。<sup>61</sup> また亀井茲明『従軍日乗』には、十一月初めの金州城郊外の話として、「敵兵ノ死骸処々ニ散乱シ或ハ餓犬ノ群リテ貪食シ、唯骸骨ヲ遺スアリ、其ノ惨憺ノ状筆ニ盡シ難シ、日ナラズシテ我憲兵奔駆シテ悉ク一所ニ纏メテ之ヲ埋葬セリ」という状況を記録に残していた。<sup>62</sup>

こうした戦地での招魂祭では、多くの場合軍人が儀式の主催者となっており、その代表が祭文を読み上げていた。戦闘直後の状況からして、軍人が主催するほかに、平定されれば従軍宗教者が招魂祭を行う場合も出てくる。平壤城の場合がそれにあたるだろう。

平壤城中の万寿台に共葬墓地が設定されたことはすでに述べた。そこは望美亭と呼ばれ、城内外の各戦場が一望できる場所だった。ここで日蓮宗からの従軍僧侶、平本文静・脇田堯惇が将校有志に謀り、十月三日ここに式場を設け、仏教儀式による慰霊祭が執り行われたのである。<sup>64</sup> 佐藤が主催する招魂祭が行われてから、十日ほど経

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

過していた。

従軍僧侶たちは各地で戦病死者の葬儀や鎮魂の祭典を行った。金州城でも日蓮宗妙満寺派の従軍僧侶であった山内日桜が、招魂祭の祭文を読んでいる。<sup>65</sup> 一八九五年二月二十二日には、海城南門外蕎麦山において各宗の従軍僧侶が連合して、戦死者の霊を吊慰する儀式を催され、桂太郎第三師団長を始め、将校兵士軍夫が参列、焼香をなした。それを報じた新聞には祭典の挿し絵も添えられていた。<sup>66</sup>

国内においても、従軍した部隊や兵士が凱旋した後、市町村さまざまなレベルで招魂祭が行われた。その際誰が招魂祭を主催したのかについて、それが軍人であったのか、もしくは僧侶・神職だったのか、そうした違いはなぜ生じたのか、について検討しなければならない問題がある。

例えば第三師団管下の岐阜県大垣町における招魂祭では、神道式・仏教式の二つの祭典儀式が並行して行われていた。戦後、大垣では招魂社が新たに創建され、一八九五年十月十六日に落成式、十七日に臨時大祭、十八日には日清戦争の戦病死者の「追弔祭」を執行した。<sup>67</sup> 招魂祭典は全町民が繰り出す盛況であったと新聞記事にはあり、大垣公園吉岡楼では神酒が振る舞われ、名古屋市中青年音楽隊が奏楽を奏で、また芸妓が兵士の格好をして屋台の引き、その台上で「戦勝踊」をしながら、町中を練り歩いたという。町中では花火、もち投げ、獅子舞などの余興もあり、夜には招魂社のある公園には数多くの球燈に点灯され、夜半まで賑わった。

そしてこれに加えて町内の供養場では、慈眼会主勝沼信之が発起人となった征清戦没諸霊追弔法会が、午前には日蓮宗僧侶、午後には浄土宗の僧侶によって執行された。この祭壇には遺族が提供した数百枚の写真を脇壇に貼付し、その上には故参謀総長北白川宮の霊牌を奉安し、壇下には各遺族からの書信・戦没者の和歌などを置いた。

招魂祭の儀式の様式は今後の課題とし、ここでは戦地で行われた招魂祭の祭文を文章に取り上げて、それがいかなる文体をもっていたのか、またその文章のなかに招魂祭を支える考え方をみたいと思う。

## 五 「招魂」の文体

### (1) 招魂祭の祭文

まず招魂祭祭文のなかで典型的とも言える一例を、遼東半島の蘇家屯で一八九四年十二月二十一日に執行された招魂祭で、秋山好吉が読み上げた祭文に見てみよう。<sup>68</sup>

維時明治二十七年十二月廿一日、我騎兵第一大隊は征清第二軍の略取せる蘇家屯兵營に於て、戦死者招魂祭の奠を挙げ以て其靈を吊す（中略——第一大隊の花園河口上陸以来の戦歴を記す）我騎兵第一大隊創立二十余年以來始めて戦時に於ける騎兵の騎

兵たる功績を多少顕はすを得たり、此功績は常に難事に遭遇するを以て一身の快とし、誠実以て其任務を遂行せし我忠勇なる戦死者の力与つて最も多きに居る、嗚呼其芳名は永く竹帛に垂るゝのみならず、余力の及ぶ処後來我騎兵第一大隊の光輝を益、発揚せしむる為め最良の紀念となる可し、旅順の陥落するや我大元帥陛下は優渥なる勅語を賜はり、深く其功勞を嘉賞あらせられ、第二軍の諸隊を始め、全国民は挙て其戦勝を祝すと同時に、各地招魂の奠を挙げ、感涙の下に戦死者の忠魂を慰せり、嗚呼我忠勇なる戦死者は感泣して瞑目するを得ん、我騎兵第一大隊將校下士卒は謹で茲に祭典を設け、誠実誠意を以て我親愛なる戦友、陸軍騎兵一等軍曹藤堂立・同騎兵一等卒飯尾金弥・同小野田勝三郎・同二等卒荒井斧三郎の忠魂を招く、死者靈あらば請ふ来り饗よ

冒頭では招魂祭の日時・場所を記し、祭典を行う旨を戦死者に告げる。つづいて第一大隊の戦歴を詳しく述べ、そのことは戦死者の功績のよるものだとし、天皇もそれを褒め讃え、戦死者の名は永遠に記録に残すことで、戦死者の忠魂を慰撫する。それ故四名の忠魂がこの場所に來格して、清酌庶羞の奠を受けるように願ったのであった。

こうした祭文の文章は多くの場合にきわめてよく似たものとなっている。他の場所で行われた招魂祭の祭文を、書き出しと書き止め

の文言を中心に引用してみる。①は平壤における第十八聯隊長佐藤正の祭文、②は金州城における山地元治の祭文、③は歩兵第一聯隊の「征清陣亡者祭文」<sup>68</sup>である。

① 於戲我聯隊編制成リテヨリ茲二十年、此間邦家事ナク四裔綏穩嘗テ我武ヲ試ムノ地ナシ（中略）此祭ヤ日本第一軍占領地ニ於テシ、而シテ辱クモ閑院宮殿下師団長閣下ノ臨場ヲ忝フシタルハ、祭主ノ特ニ光榮トスル所ニシテ、諸靈モ亦深ク鳴泣感謝スル処ナルヲ復ズ、清酒幾樽大牢若干ト陣中個々ノ奠、陸軍歩兵大尉金藤之明・陸軍歩兵中尉神田音熊以下ノ英靈、夫レ来リ饗ヨ

② 維時明治二十七年十二月二十一日第一師団長陸軍中将男爵山地元治、忠勇なる従軍戦死者諸氏の靈に告ぐ（中略）抑も国家の爲めに一身を抛ち、芳名を万世に伝ふるは軍人の本分、況や国光を海外に発揚するは人の以て榮とする所、蓋し諸氏に於て遺憾なかる可し、尚くは瞑せよ

③ 維時明治二十七年十二月二十三日歩兵第一聯隊長歩兵中佐正六位勲三等隱岐重節、謹て部下将校下士卒に代り、第三回軍旗御授与の祭典に兼ね、今回征清の役に陣亡せられたる下士卒諸君の靈に白す（中略）依て今日軍旗御授与の祭日を選び、地を宋

戦病死者の葬送と招魂（羽賀）

家屯北方高地に卜し、及ぶ丈の心力を盡し、酒肴を陣亡諸子の靈前に奠（さだ）め、以て其魂魄を吊す、諸子奠はくハ之を饗けよ、終りに臨み一言以て諸子に告ぐ、我々征清の前途尙未だ遠し、更に進で陣亡諸氏と曾て誓ひし敵の根柢たる北京城を覆へし、以て我一大目的を達するの決心ハ毫も止まざるなり、諸子夫レ暫く之を待て

佐藤正の祭文は書き出しの文言が異なるが、戦死者の功績を讃え、清酌庶羞の奠を受けるように願う内容は同じである。山地のものは秋山の祭文と比べて短く、簡略な内容となっている。③は第一師団第一聯隊が軍旗祭と同時に招魂祭を行ったときの祭文である。書き留めの文章に北京を陥落させる強い意志を忠魂に誓っていることは、この時期の祭文としては珍しい。

## （2）祭文の文範

では祭文とは何か。祭文が同じような様式を持っていることは、参考となるべき文例があったことを予想させる。祭典で読まれる文章には、祝詞や弔文もある。こうした祝祭文や弔文の文範・文例を紹介した書物が日清戦争前後に出版されている。表1は明治年間に刊行された関係書籍の一覧である。これらの多くは日露戦争の渦中、ないしは戦後に、多数の戦病死者のために招魂祭が行われている状況下で、祭文の作り方やその文例を紹介した書物であった。

〔表1〕祝弔祭文関係文献一覧

| 書名            | 編著者          | 刊行年月     |
|---------------|--------------|----------|
| 近世名家祝文集       | 木沢良吉         | 1891年11月 |
| 祝辞演説一千題       | 内山正如         | 1892年4月  |
| 実用祝文全書        | 篠田正作         | 1894年2月  |
| 国民祝文新書        | 中岡貞三郎        | 1894年7月  |
| 軍国祝文五千題       | 伊東洋二郎        | 1895年3月  |
| 軍国祝文新演説       | 長尾司馬         | 1895年7月  |
| 祝賀弔祭文範        | 津田南寿         | 1896年4月  |
| 祝賀送迎弔祭文範      | 竹井駒哲         | 1897年1月  |
| 祝辞演説一万題       | 津田南寿         | 1897年7月  |
| 祝賀弔祭文鑑        | 津田南寿         | 1900年12月 |
| 婦郷軍人祝辞文       | 中井章          | 1901年10月 |
| 軍人演説軌範        | 三沢好吉         | 1902年9月  |
| 軍人送迎慰問演説祝弔文   | 山田旭南         | 1902年9月  |
| 最新模範軍人祝辞演説    | 河村北暎         | 1904年11月 |
| 近世祝辞弔祭文例      | 松田春雪         | 1904年12月 |
| 軍人送迎祝辞弔祭文     | 山田旭南         | 1904年12月 |
| 軍人送迎祝賀弔祭文     | 津田桃城         | 1904年12月 |
| 軍人祝辞弔祭慰問文範    | 河村定静         | 1904年12月 |
| 軍人送迎慰問演説祝弔文   | 山田旭南         | 1905年1月  |
| 祝祭文と演舌        | 南猛男          | 1905年1月  |
| 軍国送迎祝辞弔祭文     | 久保寺決心        | 1905年1月  |
| 近世祝祭文資料       | 島田靖州         | 1905年2月  |
| 最新祝辞弔祭文例      | 益井俊二         | 1905年3月  |
| 最新弔祭文範        | 仏教青年会        | 1905年3月  |
| 軍人送迎祝祭慰問感謝文   | 河村定静         | 1905年3月  |
| 祝賀送迎弔祭文集      | 小林紫軒         | 1905年4月  |
| 軍国祝辞弔祭文範      | 尚武館          | 1905年4月  |
| 祝辞慰問弔祭文範      | 中川柳涯         | 1905年5月  |
| 祝賀送迎弔祭教育演説    | 帝国武友館        | 1905年5月  |
| 祝賀弔祭慰問文資料     | 山岸辰蔵         | 1905年5月  |
| 祝祭弔慰文範        | 服部撫松         | 1905年6月  |
| 軍国文範          | 大日本国民<br>中学会 | 1905年10月 |
| 凱旋歡迎祝辞演説文範    | 多田省軒         | 1905年11月 |
| 軍人送迎慰勞凱旋祝辞答辞文 | 河村定静         | 1905年11月 |
| 最新類例祝辞演説典範    | 河村北暎         | 1905年11月 |
| 凱旋祝賀歡迎文範      | 帝国武友館        | 1905年12月 |
| 祝賀弔祭凱旋歡迎文範    | 尚武研究会        | 1906年1月  |
| 儀式文作法         | 久保得二         | 1907年7月  |
| 祝賀弔祭文範        | 石崎篁園         | 1907年9月  |
| 儀式文範          | 内海弘蔵         | 1912年5月  |

またこうした一般向け祝祭弔文の範例本のほかにも、軍人が必要とする文章の例文を集めた用文集も二十冊近く刊行されている。その最初は一八八八（明治二十一年）年の相沢富蔵が出版した『軍人文鑑』であった。<sup>71</sup>この書籍は「軍人勅諭」と「誦法」の引用から始まり、軍人のために必要な普通日用文（例えば入退營・志願などにさいしての親族友人へ送る挨拶文など）に加えて、祝祭文の用例を紹介したものである。その中に戦死の友人を祭る文や親を祭る文例や、実際に読まれた祭文の実例として、楠公祭の祭文・会津藩戦死者へ

の祭文・ノルマントン号遭難者への祭文なども載っていた。これ以後出版された軍人用文集にも、祝祭文を載せているものもあった。こうした文範や用文集の刊行、流通によって「軍国」の文体が成り立ち始めていた。伊東洋二郎の『軍国祝文五千題』では、欧米諸国を凌ぐような「一大東洋の軍国」を作り上げようとする今、「軍国に適応」する文章も必要だと主張していた。<sup>72</sup>すでにここには祝文として各地で行われた凱旋歡迎会で読み上げられた祝文や戦捷祝賀会の祝文が紹介され、また上述したような戦地での招魂祭の各種祭文

が載せられていた。日露戦争後の一九〇五年十月、大日本国民中学会が刊行した『軍国文範』の序文には、「軍国に軍国文範あり、軍国民の声なり、戦捷国民の声なり、勃たる進取向上の真意に富める大国民の声なり」とあった。祭文や弔文に限らず、軍人として生活する上で必要不可欠な、そしてまた軍人を送迎するために、さらには戦病死者を慰霊するための文章が整えられ、文体として確立したのである。

そして「軍国」の文体の形成は、その出発点を日清戦争前後にもっていたのである。上に上げた伊東『軍国祝文五千題』には、祝辞・祭文・弔文・上奏文などの文例が九八例も紹介されていた。またこれと同じく日清戦争直後に刊行されていた長尾司馬『軍国祝文新演説』では七九例の慰問文・祭文・弔文・上奏文・告別文などが収録されていた。<sup>73</sup>表に見られる日露戦争期の文範・文例本には、日清戦争時の招魂祭の祭文がくり返し紹介され、模範的な文章として流通するようになっていった。

ところで、祭文とはどのような文章をいうのか。またそれは弔文とはどんな点で違っているのか。あるいは祭文を起草する際に心得ておかなければならないことは何か。こうした点について、いくつかの範例本に見てみよう。

津田桃城『軍人送迎祝賀弔祭文』<sup>74</sup>は、「祭文とは死したる人を祭るのみならず、神を祭り山川を祭り、その他種々祈祷の如き場合に捧ぐる文なり。弔文とは単に人の死を吊するに止まるものにして、

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

その他に及ばざるものを云ふ」と区別を明らかにしている。

多田省軒『凱旋歓迎祝辞演説文範』<sup>75</sup>では、弔文と祭文を区別し、「弔文トハ人ノ死ヲ吊フ辞ノコトヲ云フ、故ニ其ノ死シタル人ヲ惜ミ慰ムルノガ弔文ノ主タル目的デアル」として、吊うべき人の生前の事蹟を大いに称揚し、その死を悼み惜しむことが目的とした。弔文にはその霊魂を十分に慰め、哀悼の意を表すことにのみ重点を置くのではなく、それに加えてその人の性行偉業を称揚すべきことだと述べる。他方、祭文は、「死シタル人ノ霊魂ヲ神トシテ祭ル、其ノ祭ノ辞ヲ云フノデアルカラ、単ニ人ノ死ヲ悼ミ惜ミ、且ツ慰サメルノトハ其ノ趣キが大ヒニ異ナツテイル」と、弔文との区別を述べ、さらに書き始めと終わりに一定の法則があると述べる。

元来祭文ハ、死シタル人ノ霊魂ヲ祭り慰メルト云フノガ主眼ナレバ、祭ルニ必ラズ物ヲ供ヘルニ相違ナク、又タ祭ル日ガ知レテイル、其故ニ祭文ノ初ニハ年月日ヲ記シテ、其レカラ自分ノ勲位官職アレバ其ヲ記シ、其レカラ姓名ヲ記シテ(清酌庶羞ノ典)ヲ以テト、供物ヲシテト云フ事ヲ記シ、其カラ其ノ祭ルベキ人ノ官位勲等姓名ヲ記シ、其レカラ其人ト為リ、平生ノ言動勲功々勞等ヲ列記シテ、盛ニ其ヲ賞賛シ、而シテ後ニ悼ミ哀シム意ヲ十分ニ述ベ、尚ホ其人ノ死後ニ特ニ其霊魂ニ告ゲ知スベキ事ガアラバ、其レヲ記シテ、最後ニ霊魂来タツテ供物ヲ饗テ呉レト云フ意味ヲ記スモノトス、此ガ祭文ヲ作ル正式ノ規

## 則デアル

まさに祭る人が自らの立場を明らかにし、供物を捧げ、死者の功績を意を尽くして述べ、そしてその靈魂が来格して供物を饗けてくれることを願うものだった。

また久保得二『儀式文作法』<sup>16</sup>でも、「祭とは物を死者の霊前に供して祀をなす」ことを言い、それはただ死者に哀悼の意を陳べることだけでは祭とはいわないとした。祭文はこの祭に用いる文をさし、祭らずして告ぐることに用いる場合には弔文などというべきであり、祭るときには、「酒食時珍」と供えるが故に、祭文の初めに「維時年月日某謹んで庶羞清酌の奠を以て、故の某君の霊を祭る」などと書き、最後に「饗けよ」と書く。これは「神霊形を現はしてこの供物を味へよ」という意味である。つまり「祭文は敬を主とし、弔文は慰を主とす」るのである。

範例本では祭文と弔文の区別を行う一方で、祭文を起草するに際しての心得を論じている。例えば、津田房之助『祝賀弔祭文範』は、祝文の部として政治・宮事・兵事・教育・勸業・農工商の各門毎、弔祭文の部として殉難戦死・俊傑・親戚・師友・雑の各門毎に例文を紹介した本である。その中の「吊祭文起草の心得」には次のようにある。<sup>17</sup>

祭文を起草せんとせば、先づ其祭るところの故人の人と為り、

経歴等を詳悉し、文中に於て之が讚美をなさざるべからず、且故人と己との地位の如何を考察比較して筆を下さざるべからず(中略)無限に其人を讚美するが如きは却て礼を失するものと謂ふべし、故に其地位を考察して厚く礼を備へ莊重嚴肅、生前の言行にして賞すべきものは謹嚴静肅の文字を以て之を称揚し、且悲痛悼惜の情をして言外に溢れしめ、転た暗涙に堪へざらむるやう作るべきなり、其文体の如きは種々ありて固より一様ならずといへども、大概其祭るところの人の命日を冒頭に用ゆるもの多し、即ち維明治何年何月何日謹て清酌庶羞の奠を以て何某先生之霊を祭る、嗚呼哀哉云々、其れより以下は悲痛悼惜の語を以て、或は天に比し或は地に比し、其人の意思に依りて祭らるゝ人の徳行を讚美し、以て結末を付くるものなり

故人と祭る人の地位の応じた礼のあり方が必要であり、過礼は戒められた。「謹嚴静肅の文字」と「悲痛悼惜の情」とが故人を讚える上で配慮されなくてはならないことだった。

祭文はその書き出しの文言に、「維時\*\*\*」とある。そして、書き止めには「\*\*\*尚饗」などと言った文言があった。こうした文言は実は儒教による葬送儀礼に使われたことから考えて、儒教的な意味合いのもつ戦病死者の招魂祭ではあったと考えられる。ことにこの文言は従軍僧侶の追吊法会ではなく、また靖国神社の神官の祭文でもなく、軍人が主催した招魂祭で読み上げられたことに注目

してみなければならぬ。この招魂祭の儀式の淵源が儒教にあったのかどうかについては、今後の課題としておきたいと思う。

## 六 「無名無数の英雄」たち

冒頭に紹介した日清戦争軍歌の一つに、異国の荒野に屍をさらし、怨みを呑んで死んだ兵士が瞑目するように、その靈魂を靖国神社に祀るといふ一節があった。兵士は「正義の軍」、「文明の軍」の一員として戦地におもむき、そして戦病死という犠牲を支払ったのだが、その死というものは清国兵の残虐性に対比して、より崇高なものとして讃えられなくてはならなかった。公葬や招魂祭での顕彰を支えていた理由のいったんはそのことにあった。

戦死者を国家が慰霊する最大の儀式が、靖国神社での祭典だった。<sup>76</sup> 冒頭で紹介した『日清戦争美談 附征清軍歌』には、「招魂祭の歌」（伊東洋二郎作歌・伊藤俊道曲）という歌が載っている。神社に祭られた戦死者の魂が今ここに斎祭られ、そして永遠に天皇と国を守護することを内容としたものである。靖国神社に祀られた戦死者が、永遠に神として国家を加護することを願った歌である。この軍歌は一八九四年十二月、すなわち今だ戦闘が終わっていないときに紹介されたもので、戦死者の魂のゆくえと役割を示している。しかし、戦争が終結して、すぐにすべての戦病死者が神社の祭神となつて祭られたわけではない。神社への合祀は、一八九五年十二

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

月十五日が最初であった（これは明治二年六月二十四日に行われた第一回合祀から数えて、ちょうど二十二回目にあたっていた）。この時の合祀者数はわずか一四九六柱に過ぎなかった。その後、一八九八年十一月に一挙に一万一三八一柱が合祀された。<sup>77</sup>

こうした戦病死者の合祀より以前に、戦病死者を祀る臨時大祭が十一月十五日から三日間行われていた。「度んで忠魂を祭る」と題した新聞記事は、靖国における戦病死者の靈魂の祭祀について次のように論じた。<sup>80</sup> 当時の靈魂をめぐる社会意識を探る一つの史料である。

今日より以後、三日間を以て、日清戦争殉国者の忠魂を祭る。国家、之を祭る所以の至誠、天に迄達せん乎、諸靈必ずや髣髴として来り臨まん。彼等の血は、何の地の草をか染めし、彼等の肉は何れの土に化せし、彼等の骨は何れの所にか填（うず）まりし。彼等の靈は何れの天にか上りし。真に諸靈を祭るの誠あらば、同情は先づ之を回顧せざる可らず。思ふに茫々たる遼東の野、今已に氷雪を見ん。二十万の日本武士が、鉄鞋をもて踏破り、日本の版図を開拓し、芽出度き春を迎へたる所、今や再び木枯の音凄まじく吹きすさび、我同胞の骨の上、再び堅氷凍雪を見るに至りなば、亦悲しからずや。今正に祭らんとする諸靈の多くが、国のために喜び勇みて斃れたるの地は、再び隣国の有となり、駐在軍隊は已に全く撤去の命を受けて、離別の

涙諸霊の墳墓の前にしぼるつゝあるは、亦悼まじからずや。

この祭典を見たある記者は、夜中に行われた招魂儀式のときに火が消され、音楽の音だけが響く幽寂な空間のなかで、「戦死者の雄魂は髣髴として正しく来格したりと覚へたり」と感想を述べていた。<sup>81</sup>

戦病死者の死の崇高さとそれへの敬意の意識は凱旋将軍や、町村での戦勝祝賀祭で歓迎される兵士と対比されるとき、よりいっそう強まったことは言うまでもない。靖国神社で臨時大祭が盛大に行われた数日前、十一月十二、十三の両日名古屋でも練兵場に仮の招魂場を設定して招魂祭が挙行された。この祭典を前にして、『扶桑新聞』の評論「今日日の招魂祭に就て」は、国民は「万卒の枯骨と碧血」に思いを致さなければならぬことを強い調子で論じた。<sup>82</sup>

将軍の胸間には金章燦爛としてまばゆく、人は又皆其の功勞を称し其の福祿を羨む、吾人も又た将軍の功勞は国家の光榮たるを思ひ、其の天幸を祝せずんばあらず、然れどもこゝに金章の燦爛たるを称し、天幸を祝すると共に、彼の遼東原頭に晒されたる枯骨を想ひ、満洲の山河に注がれたる碧血を想はずんばあらず。戦争は個人の為めに開かれず、将軍の功名を以て開戦の動機となすべからず、戦争は実に国家のために開かる、かかるがゆゑに戦争の勝利は将軍の功名を期するにあらずして国家

の光榮にあり、個人の功名は傍生的事実たり、然かも将軍の功名は顯著たる事実たるを失はず、戦勝後の今日諸将軍の英名嘖々として唱道せらるゝもの怪しむに足らず、而して将軍の此の如き名譽はもとより、其の人の功勲に存すと雖も、抑も又た万卒の枯骨と碧血とを連想するを禁ざる能はざるものあらざるか、然り戦勝の功勲は生者の負ふ処ろ素より小ならざると共に、死者の荷ふ処ろ頗ぶる大なるを思ふに於ては、又た死者の功勞酬ゆる処なくんばあらず、生に厚くして死に薄き豈に此の理あらんや、国民は生者に対して誠意を表す、奈何ぞ以て死者に誠意を欠かん。金光燦爛たる勲章は以て生者の功に酬ゆべし、年金は以て生者の勞を慰むべし、死者に至りては何を以てか其の功勞に酬ひ、其の忠烈を賞して其の英魂を慰するや、官位の贈進も一なり、遺族の恵恤も一なり、其の方法一にして足らずと雖も、今日に於て差当り此の如き忠勇なる故人の烈誠に酬ひ、功勞を表し、且つ敬意を致すべきもの、国民にありては実に招魂祭に外ならず。招魂祭は実に死者の英霊を祭り、遺族の悲哀を慰し、国民の敬意を表するの最敬礼たり、吾人は熱誠の情を以て今日明日の招魂祭を觀ると共に、熱心に戦争を注視し熱心に軍隊の凱旋を歓迎し、熱心に生者を優遇したる我が民衆は、夫れ必らずや此の招魂祭に對して又た熱心を表すべきを確く信ず、吾人は今日明日の招魂祭が頗る壮大に執行せられ、恐らくは未曾有の盛事たるべきを信じて疑はざるなり。



戦病死者に国民が報いる方法は何か。死というものへ報いることができる等価物はあるのか。贈位や遺族援護で充分なのか。將軍の胸に輝く勲章の数々と名誉、人々の彼らへの羨望のまなざしと祝意は、生者に厚く、死者に対して薄いことを物語っている。死者に報いることは、国民、周囲の人々が示す敬意以外にはない。死して後にその死という行為に向けられる絶えざる敬意、それと引き替えに遠き異国の荒野での死は存在する。そして人々の死者への敬意は、華やかな装飾のもと、人々がにぎやかに集い、余興を楽しむ歓楽の場で行われる、厳肅な祭式によって神に祀られることになった。

無名兵士論が招魂祭を支える考え方としてあった。日清戦争の最中、雷吼居士という人物が書いた『軍人学生文範』という軍事的な文章の範例本には、「無数無名英雄戦死者ノ靈魂ヲ祭ル」という文章が載っている。<sup>83</sup>

噫何ゾ、其レ幸不幸ノ太甚シキヤ、或者ハ戦功アリテ倏チ其名現ハレ、或者ハ戦功アルモ而カモ容易ニ其名現ハレス、之ヲ要スルニ将校ノ戦功ハ、忽チ人口ニ伝ハリ其名現ハル、然ルニ士卒ノ戦功ハ多クハ其名終ニ現ハレス（中略）君等ノ戦功ヤ実ニ偉大ナリ、而シテ終ニ其各自一己ノ名現ハレス、是レ余カ遺憾トスルナリ

士卒の役割はこの本では懐中時計の構造に例えられていた。懐中

戦病死者の葬送と招魂(羽賀)

時計には長針と短針とがあり、生氣ある活動をそこに見るが、内部では「毛髪ノ如キ螺線アリ、或ハ無数ノ小輪アリ、其他複雑実ニ驚クニ堪ヘタル諸器械アリテ、以テ表面長短二針ヲ運転スルヲ見」る。戦争も同様であり、表面の將軍の戦功はその裏面に無数無名の英雄が個々に奮戦した結果に他ならない。戦史は主将の戦功を叙する。だがそれ以下の士卒の戦功を記すことはない。有名の英雄をして英雄たらしめるのは、無数無名の兵士であって、士卒の死は師団名・連隊名・大隊名を以て現されるのみで、一人一己の名が表面に現れることはないのである。戦死すれば招魂の合祭を受け、一人一己は祭られないのであり、真に祭るべきなのは無数無名の兵士の靈魂である。このようにこの祭文は主張したのだった。

## 結 び

社会全体から見れば、数多くの戦病死者は無名の存在であった。しかし、戦病死した兵卒は、自己の出身の町や村ではけっして無名ではない。生まれた家があり、彼を取りまく地域があった。こうした具体的な、生きていた姿を回想しうる戦病死者こそが、国民の倫理のもっとも核といふべき場所に位置していた。そしてそれに対する敬礼が国民に強いられ、霊とそれへの敬礼とが軍国の倫理体系を作り上げていくことになった。例えばそのことをある書物は「軍国の人心」という言葉で示していた。「戦する人ばかりにて戦は出来

ず、戦する人の後には必ず戦せずして戦する人ありて、戦する人を助くるによるなりとは、軍国の人の覚悟にて、殊に我国の如きは昔より此心掛なき人は莫し」と。そして戦病死者を祭る祭文と儀礼とが「軍国の文範」、「軍国の人心」を形成していった。しかしながら、こうした軍国の倫理と儀式、そして文体の起源はどこにあると考えればよいのだろうか。おそらく幕末の内乱期から戊辰戦争に至る過程に立ち戻って考えてみなければならぬように思う。

## 注

- 1 朝長益蔵『征清戦闘美譚』第一号（一八九四年十一月、炭谷整三郎）は、参謀本部編纂課編修官が作詞した「対清軍歌」十九曲が掲載された。軍歌のタイトルは「膺てや懲せや」、「北京まで」、「丈夫」、「叡慮」、「護国の歌」、「兵士の歌」、「海洋島沖の海戦」、「元寇」、「対清軍歌」、「桜井駅訣別」、「凱旋」、「港嶺」、「曾我の夜討」、「腰越」、「菅公」、「母の教」、「吊戦死者」である。
- 2 参謀本部編『明治廿七八年日清戦史』第八卷、一三七―一三八頁。
- 3 同右書第二卷、一九一頁。
- 4 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、八八頁、防衛庁防衛研究所図書館所蔵（文庫／千代田史料／47）。
- 5 同右書、九〇頁。
- 6 同右書、五九一―五九二頁。
- 7 『明治二十七八年役第五師団陣中日誌』卷一、九〇七頁。
- 8 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、五八二頁。
- 9 同右書、五八四頁。
- 10 同右書、九三―九三九頁。
- 11 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、一七〇頁。
- 12 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、三九〇頁。
- 13 陸軍省より少し遅れて、海軍省では九月二十一日、「戦時海軍死亡者取扱規則」を制定している（明治二十七年海軍省達第百五十七号）。その第三条に、「死体ハ海軍埋葬地若クハ特ニ選定シタル土地ニ埋葬ス、但場合ニ依リ火葬シ又ハ合葬シ又ハ水葬スルコトヲ得」とあり、さらに階級毎の墓標の大きさなどの規定がなされていた。
- 14 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷一、一〇六頁（文庫／千代田史料／45）。
- 15 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷一、七五五―七五六頁。
- 16 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、九五頁。
- 17 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、九〇頁。
- 18 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、二九七、六六四頁。
- 19 陸海軍士官素養会編・発行『凱旋紀念帖』天の巻、一八九五年、一九一頁。
- 20 『日清交戦録』第十三号、一八九四年十月、三六頁。
- 21 鈴木純一郎『日清戦争軍人名誉忠死列伝』尚古堂・弘文館発売、一八九四年。
- 22 『明治二十七八年役第一軍陣中日誌』卷二、九月二十五日条。
- 23 『扶桑新聞』一八九四年十二月十六日号。
- 24 『凱旋紀念帖』天の巻、九〇頁。
- 25 亞細亞問題研究所・舊韓国外交文書編纂委員会『舊韓国外交文書』第三卷、高麗大學出版社、二五〇―二五一頁。
- 26 「平壤役戦没者の吊祭」『日清戦争実記』第八編、九五―九六頁。万寿台には「平壤哀悼碑」と呼ばれた祈念碑が建立されていた。残念ながら、今のところこの記念碑の建立時期は確認できていないが、一八九七（明治三十）年にはすでに存在しており、その保存と祭典の問題が浮上していた。この年参謀本部から将校が平壤に出張したとき、記念碑の保存と

- 祭典を平壤の日本人居留民に委任し、その後居留民はそれまでの木柵の玉垣を改め、塗り塀にする計画をもっていったという。ところが、一九〇二年になって、韓国政府は万寿台に帝室離宮を建設する計画を立て、追悼碑の撤去を日本領事館平壤分館に要求し、分館主任はそれを受け入れて、大同江羊角島へ移設されることになった。平壤の居留民はこれ聞いて、撤去は朝鮮北部における日本の勢力の消長に関係し、しかも羊角島は犬馬の埋葬場所であるため記念碑の移設場所としては不適当だとし、異論を主張していたという(『日本』一九〇二年九月五日号)。
- 27 『舊韓国外交文書』第三卷、二五二頁。
- 28 亀井茲明『日清戦争従軍写真帖——伯爵亀井茲明の日記——』柏書房、一七五頁。
- 29 九月十五日の平壤総攻撃における第十八聯隊の戦闘は日本で大反響を呼んだ。特に原田重吉の玄武門での活躍は大々的に報道され、またこの戦闘で戦死した金藤大尉や神田音熊中尉などの履歴が新聞でも紹介されていた(第十八聯隊第十一中隊長金藤歩兵大尉の略歴)『扶桑新聞』九月二十二日号など)。
- 30 『扶桑新聞』一八九四年十一月十三日号。
- 31 「名誉ある十八聯隊戦死将校の碑文」『扶桑新聞』十月三十日号。
- 32 『日清戦争従軍写真帖』二六二頁。
- 33 『日清戦争従軍写真帖』一五五頁。
- 34 原田敬一「万骨枯る」空間の形成——陸軍墓地の制度と実態を中心に——『仏教大学文学部論集』第八十二号、一九九八年。
- 35 「明治三十五年九月十七日幡野村長宛愛知郡役所通牒」『御達簿』(『瀬戸市幡山支所保管資料』四一六、瀬戸市幡山支所所蔵)
- 36 「忠霊堂の納骨式」『都新聞』一九〇二年十一月二日号。
- 37 『新愛知』一九〇二年九月十八日号。
- 38 『一宮兵事関係史料』一宮市立豊島図書館所蔵。
- 39 『新愛知』一九〇二年九月二十六、二十七日号。『扶桑新聞』一九〇二年九月二一、二六日号。
- 40 前掲「幡野村長宛愛知郡役所通牒」。
- 41 「忠霊堂の納骨式」『都新聞』一九〇二年十一月二日号。
- 42 「忠霊堂納骨式」『日本』一九〇二年十月三十日号。
- 43 『都新聞』一九〇二年十一月三日号。この行列がたまたま飯田町のフランス大使館前を通りかかったところ、大使のアルマンが日曜礼拝のために馬車で出かけようとしたところと出会い、行列を横切るといふ事件が起きた。殉死した名誉ある軍人の遺骨の前を横切ったことに激昂した参加者のなかには、フランス大使の馬車の御者などを袋叩きにしたという。
- 44 この記念碑の全文は次の通りである。
- 日清戦役皇軍大捷セリ是レ固ヨリ我ガ皇ノ聖徳神威ニ因ルト雖モ、亦忠実勇武ナル軍人ガ君国ノ為ニ血ヲ流シ屍ヲ曝シシ力タラズンバアラズ、当時朝野国殤吊祭ノ法ヲ講ゼシト雖モ遼東半島ノ還附アルヤ空シク戦病死者ノ遺骨ヲ異域ニ留ムルノ憾アラムトセリ、従軍布教使某等守備隊長ト謀リ辛苦慘憺之レヲ収容シ還リ、護国寺境内ニ些ノ一小墳ヲ築キ標ヲ樹テテ表トセシモ、爾来三十有余年世人之ヲレヲ知ル者甚ダ稀ナルニ至レリ、況ヤ為ニ香花ヲ供フル者ヲヤ、今茲吾カ同志胥議シテ、各金ヲ出ダシテ此ノ碑ヲ建テ併セテ之レガ由来ヲ記ス、亦豈世道ト人心ニ裨補スル所ナシトセムヤ
- 大正十五年十月 通俗地理歴史協会副会頭 平沼淑郎撰并書
- 45 『明治二十七八年役第三師団陣中日誌』卷三、一三四頁。
- 46 『軍人葬儀一件書綴』二冊(明治二十八年)、『国立史料館所蔵愛知県庁文書』一三二一—一三二一。
- 47 『軍人葬儀一件書綴』明治二十七年。
- 48 県知事の弔辞は所属部隊、姓名、死亡場所を記した後、「死亡セラレタルヲ追悼シ、恭ク弔辞ヲ呈ス」という言葉で結ばれるのが通例であった(『軍人葬儀一件書綴』一)。
- 49 『軍人葬儀一件書綴』明治二十七年。
- 50 『国立史料館所蔵愛知県庁文書』一一九三、一一九四。
- 51 『出征軍人一件綴』(明治二十七年)。

- 52 なお戦病死者の死亡は『官報』に掲載される。太田の場合には十月三十日の『官報』紙上で、第十八聯隊の平壤での戦死者二十四名とともにその名が掲載されている。
- 53 『扶桑新聞』一八九四年十月二十日号。
- 54 『弔辞集』故福田定松葬儀事務所、一八九四年。
- 55 「英魂を祭る」『扶桑新聞』一八九四年十月二日号。
- 56 「平壤戦死者二箇周祭々文」島田靖州編『近世祝祭文資料』積善館、一八九五年、四五―四八頁。
- 57 「金州城南鎮魂祭」『扶桑新聞』一八九五年一月五日号。祭典の内容は『征清図会』に同じ。
- 58 『日清戦争従軍写真帖』二四八頁。
- 59 『風俗画報』第八十六号、一八九五年二月五日。
- 60 『日清戦争従軍写真帖』二四六―二四七頁。
- 61 清国兵戦死者は『明治廿七八年日清戦史』によれば、「敵国人ノ遺骸ハ一定ノ認識法ナク、多クハ其階級姓名ヲモ識別スル能ハサリシヲ以テ、唯戦場付近ノ地ニ合葬シ、且ツ為シ得ル限り墓標ヲ建設セリ、而シテ金州及旅順口付近ノ如キ多数ノ遺骸ヲ埋葬シタル土地ニ在テハ、後チ更ニ火葬ニ付シタリ」という取扱を受けたという（一三七―一三八頁）。それに対して清国側は日本軍将卒の首に懸賞金をかけていたため、手や首がない死骸が多く放置していたという凌辱行為が、戦後のいくつかの書籍などで報じられ、敵愾心をあおっていた（『凱旋記念帖』天の巻、一八二―一八三頁）。
- 62 『日清戦争従軍写真帖』一一二頁。
- 63 日清戦争において従軍宗教者（僧侶・神官）を最初に送ったのは真宗大谷派だった。混成第九旅団が朝鮮に派兵されるや、大谷派管長は慰問使を送り、ついで本派がそれに続いた。派出軍が増加するにしたがって、両派は大本営の許可を得て従軍布教使を派遣した。天台・真言・浄土・臨済・日蓮・曹洞各宗も同様だった。各宗布教使は各部隊に従い法話布教を行い、あるいは傷病者を慰問し、追弔・法要・葬祭にも従事した。
- 64 他方神官については、一八九五年一月に始まり、神社神官以外にも金光教・神宮教派もまた布教使を送った。従軍僧侶は一八九四年九月から翌年十一月まで五十五名、神官は六名だった（『明治廿七八年日清戦史』第八巻、一四一頁）。
- 65 「平壤役戦没者の吊祭」『日清戦争実記』第八編、九五―九六頁。
- 66 松田春雪編『近世祝辞弔祭文例』嵩山房、一九〇四年、一七二―一七三頁。
- 67 『扶桑新聞』一八九五年三月十五日号。さらに四月二十六日号には、牛莊城の北、北海会寺で日本軍忠者死法会の挿絵、牛莊城東の墓地での第一軍従軍僧侶による火葬法会の挿絵がある。
- 68 『岐阜日日新聞』一八九五年十月十三日号、十月十九日号、『扶桑新聞』十月十七日号。
- 69 『風俗画報』第八十六号、『日清戦争従軍写真帖』二四九頁。
- 70 「第三回軍旗御授与紀念及征清陣亡者祭文」『都新聞』一八九五年一月十日号。
- 71 帝國武友会編『凱旋祝賀歡迎文範』（盛林堂、一九〇五年）では、軍国の文章は祝賀文・送迎文・感謝文・吊祭文という四つに区分されていた。また河村定静『軍人送迎祝賀慰問感謝文』（大学館、一九〇五年）では、慰問文・戦地訪問文・戦地報告文・祝賀文・弔文・祭文・送迎文・感謝文という区別をしていた。
- 72 相沢富蔵『軍人文鑑』厚生堂、一八八八年。
- 73 伊東洋二郎『軍国祝文五千題』序文、大成堂、一八九五年。
- 74 長尾司馬『軍国祝文新演説』積善館、一八九五年。
- 75 津田桃城『軍人送迎祝賀弔祭文』東崖堂、一九〇四年。
- 76 多田省軒『凱旋歡迎祝辭演説文範』浜本明昇堂、一九〇五年、一二二―一二四頁。
- 77 久保得二『儀式文作法』実業之日本社、一九〇七年、二九―三〇頁。
- 78 津田房之助『祝賀弔祭文範』群書城、一八九六年。この津田の本は日清戦争直後に、大島義昌、佐藤正、山地正治、樺山資紀、黒木為楨、長

谷川好道、秋山好古、桂太郎などが日清戦争時の作成し、読んだ祭文を文例として収録した点でたいへん注目される。

78 この国家的な招魂儀式に対比できるのが、一八九四年十二月九日、東京上野公園で行われた戦捷祝賀会の浄土宗大法会だろう。桜が岡摺鉢山の東、杉椈深きところに高さ五間ばかりの大位牌を築き、「戦死之精霊」と書した。位牌の前には蔬菜菓実など各種の供物を積み上げ、位牌の後ろには国旗を交叉させ、前には「光明名号」、「摂化十方」の二大旗が翻っていた。式場の周囲には幔幕を張り、引きめぐらせた綱には「弔戦死者之精霊」、「慰報国戦死之霊」と記した五色の小旗数百流を垂らしていた。午後一時から追善会が荘厳に執行され、浄土宗管長日野靈瑞始め僧侶五十人が読経し、線香の香り空に薫って、亡霊は確かに成仏したと思われる、記者は書いている（『日本』十二月十日号附録）。

79 またこの前後には計九回にわたって、合祀が行われており、合祀人数は合わせて一万三六一九柱となった。この数は、維新関係者七三九九柱、佐賀の乱から西南戦争期の七二九二柱のほぼ二倍、日露戦争の八万八二四三柱に比べればはるかに少数だった（靖国神社編・発行『靖国神社百年史』資料編上、一九八三年、一七六一―一八四、三三一―三三二、三三五―三三六頁）。

80 「虔んで忠魂を祭る」『国民新聞』一八九五年十二月十五日号。

81 山下重民「靖国神社臨時大祭を觀て感あり」『風俗画報』第百八号、一八九六年二月、一頁。

82 『扶桑新聞』一八九五年十一月十二日号。

83 雷吼居士『軍人学生文範』学友館、一八九四年、七九―一八三頁。

84 山田旭南『軍人送迎慰問演説祝弔文』一二三書館、一九〇五年、二五―二八頁。